

兵高教組

2025年4月2日

調査情報 1号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185

URL: <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail: honbu@hyogo-kokyoso.com

新年度から始まる

労働基準法に準拠した時間講師の新しい働き方

長年にわたり、時間講師の働き方は労働基準法に準拠しない不適切な状態が続いていました。高教組は2024年度の交渉において、時間講師の労働条件改善を最優先課題の一つとして取り組み、県教委と合意しました。この合意に基づく運用が新年度から開始されます。適正な労働管理を実現するためには、関係者の正しい理解が不可欠です。

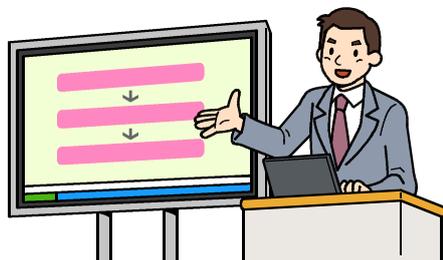
今までの働き方は労働基準法に準拠せず 不適切！ 時間講師に多大な不利益！

時間講師には、争議権等の一部の権利の制限を除き、労働基準法が全面的に適用されます。常勤教員とは異なり、超過勤務に対しては超過勤務手当が支給されるため、勤務時間管理の徹底が重要です。ところが、今までは時間講師には勤務時間の定めがなく、授業の準備に何時間費やしても授業1コマに対して定額の賃金しか支払われませんでした。

その上、多くの地域・学校で、県教委も管理職も承知していない「非常勤講師の勤務時間数のカウントについて」等の出所不明の文書が地域毎に現場で共有されていて、次のような労働基準法に準拠しない不適切な運用例が見受けられました。

- いくら時間がかかっても、考査作問は1科目につき1コマ分、採点は1クラスにつき1コマ分の賃金しか支給しない。
- 教科から依頼される小テスト採点や課題点検、成績不振者への指導などに賃金が支払われず、無償労働が横行。

時間講師には、時間割の週1コマの授業に対して、1年間で35コマ分の賃金が予算措置されていますが、上記のような不適切な運用の結果、本来受け取るべき賃金の85%程度しか支給されていない学校も少なくありません。



労働基準法に準拠した新しい働き方で合意

高教組と県教委は、2024年度の交渉において、以下のような合意に至りました。

- ① 報酬の引き上げ:1コマあたり103円引き上げ、2,933円とする。
- ② 勤務時間の明確化:「1コマ」は、授業50分、教室移動等10分、準備等20分として、合計80分の勤務時間を設定。
ただし、準備の時間は他の日に振り分けるなど柔軟に運用し、概ね現行と変わらない運用を行う。
- ③ 年間賃金の完全支給: 令達されている年間の賃金を確実に支給するよう県教委から学校長を指導する。
- ④ 執行部協議: 運用について高教組執行部と協議する。

労働時間が明確にされることによって、従来の「無償労働」を改善させる一歩となります。拘束時間が長くなるなどの弊害を生まないように、「概ね現行と変わらない運用を行う」ことが約束されました。賃金は授業1コマあたりで、3.6%改善され、賃金支払い対象業務を適切に指定して無償労働を削減すれば、人によっては15%を超える大幅な賃金改善になります。



<裏面に続く>

拘束時間を増やさず勤務時間を明確化！ 無償労働の削減で賃金アップ！

その後の執行部と県教委の協議で具体的な運用方針で合意しました。(まとめと解説は高教組)

① 授業については概ね従来通りの拘束時間のままで1コマ2,933円を支給

授業1コマには80分の勤務時間(授業50分、移動10分、準備20分)を割り振るが、準備や後処理は授業の前後で行うとは限らず、通常20分を超える時間を費やしていると考えられるので、その分、柔軟に割り振り変更を行い、拘束時間は概ね従来のもので、1コマ分の賃金を支払う。

② 授業以外の業務についても従来通り運用

授業以外の業務についても、日常の授業の準備時間のうち、1コマ20分を超える時間を柔軟に割り振り変更して勤務時間を補うことにより、授業と同様に運用する。

例：考査の採点、考査監督、課題の点検等、授業以外の業務を4時間(240分)行った場合、80分で割り算して3コマ分ではなく、他の日に行った授業準備の超過分を柔軟に割り振ることによって4コマ分の賃金を支給する。

③ やむを得ない理由で学校で授業準備ができない場合は在宅勤務を認める

育児、介護、複数校勤務等の通勤事情、時間講師が利用できるパソコンが少ない等、学校で授業準備が行えない場合、学校長が必要と認めれば、在宅での準備時間も設定し、その実績に対して賃金を支払う。実績の報告については、月ごとに報告する方法も可能で、学校毎に工夫。

④ 出勤時間や退勤時間は従来通り時間講師の裁量

勤務条件は事前に明示する。その際、週間勤務シフトを示すが、実際は時間講師の勤務の性質上、その通りに勤務できないことが考えられる。本人の希望に基づき柔軟に対応する。

⑤ 賃金支払が生じる業務の拡大

- (1) 授業及び実習、(2) 学力試験の問題作成、監督・採点
- (3) 特別教育活動の指導
- (4) 学校行事(体育祭、文化祭等)の指導または参画
- (5) その他校長が特に必要と認めるもの(以下を含む・新規)
 - (ア) 教材作成等の授業や実習の準備、(イ) 成績処理
 - (ウ) 児童・生徒の提出物の点検、(エ) 小テストの採点、
 - (オ) 児童生徒の質問への対応、
 - (カ) 成績会議、他の教職員との打ち合わせ等への出席
 - (キ) 職務遂行上必要な知識技能の修得ための研修

授業については、従来通りの運用で1コマあたり、2,933円の賃金が支給されます。授業準備時間は20分と設定されていますが、それだけでは到底足りないことは明らかです。超過分を適切に割り振り、柔軟に運用することで、授業以外の業務についても従来通りの運用を維持することは当然の措置といえます。賃金支払い対象の業務が拡大され、勤務時間に対して賃金が支給されることで、無償労働のために年間の賃金枠を満額支給していなかった多くの学校で、大幅な賃金増加が見込まれます。

ただし、新たな業務が強制されることはありません。

なお、賃金支払いの対象業務に『シラバスの作成や学期当初の学習計画作成』が含まれていませんが、厚生労働省の指導もあり、当然賃金が支払われるべきです。どうしても支払わないという管理職がいたら、改善するよう取り組みますので高教組に連絡してください。

抜本的な制度改善を目指し

取り組みを強めよう！

今回の措置は予算措置されている年間賃金を完全支給させる最低限の制度改善です。依然としてコマ割制を引きずっており、完全な勤務時間に対する賃金支給には至っていません。さらに、勤務実績をそのまま申告すると年間の賃金枠を超えてしまい、過少申告を余儀なくされる可能性が高いと思われます。年間賃金枠の拡大と抜本的な制度改革を目指し、高教組は取り組みを続けます。

パソコンの貸与等労働環境の整備も急務

時間講師には県からの一人一台のパソコン貸与がない学校もあります。パソコンなしには成績処理、出欠管理、採点、教材作成といった教員の基幹業務ができません。改善は急務です。

時間講師の皆さんへお願い

(実労働時間記録)

次年度以降の制度改善の資料として、申告する勤務時間とは別に、実勤務時間の記録をつけて高教組に提供してください。そのための EXCEL シートを高教組ホームページ(『兵庫高教組』で検索)に4月6日より掲載しますので、ダウンロードしてご活用下さい。

高教組 HP →

